

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による 第一号被保険者の介護保険料の減免について

1 趣旨

令和2年4月7日閣議決定「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」および国の通知を踏まえ、令和3年度についても、感染症の影響により収入が減少したこと等によって、保険料の支払いが困難になった第一号被保険者に対して、介護保険料の減額・免除を行う。

2 概要

(1) 対象者・減免額

対象者	減免額
① 感染症により、世帯の主たる生計維持者（以下、生計主）が死亡または重篤な傷病を負った第一号被保険者	所得に関わらず全額免除
② 感染症の影響により、生計主の事業収入等の減少が見込まれ、次のア及びイの要件を満たす第一号被保険者 ア. 令和3年中の事業収入、給与収入、不動産収入、山林収入のいずれかの減少額が、令和2年の当該事業収入等の額の10分の3以上である。 イ. 減少見込みの事業収入等以外の収入について、令和2年の所得の合計額が400万円以下である。	一部減額または全額免除 ※裏面参照

(2) 対象期間：令和3年度の介護保険料のうち、令和3年4月1日～令和4年3月31日に納期限が設定されている保険料

(3) 申請期間：6月1日～令和4年3月31日

(4) 手続方法：対象者からの申請により審査する。（郵送申請を原則とする）

(5) 周知方法：広報紙、区ホームページ、保険料リーフレット（本算定通知に同封）等

3 財政負担

特別調整交付金の交付基準に基づき、国が一部負担

【減免額の計算例】

●減免額の算定式 $A \times B/C \times D$

A	介護保険料額	
B	生計主の減少見込み収入にかかる令和2年の所得額	
C	生計主の令和2年の合計所得額	
D	減免割合	
	生計主の令和2年中の合計所得が 210 万円以下	1
	” 210 万円超	0.8
	前年の合計所得金額にかかわらず、 事業等の廃止や失業の場合	
		1

勤め先がコロナウイルスの影響で休業し、収入が減少した 65 歳以上の夫婦世帯の例(夫が生計主)

●令和2年の所得

●令和3年の収入見込

夫	給与所得	給与収入
	B 230万円	350万円
	年金所得	年金収入
	140万円	250万円
	合計所得	
C 360万円	※	

給与収入
150万円
年金収入
250万円

生計主(夫)の給与収入が 30%以上
減少する見込みあり。

⇒夫婦ともに減免対象

※税制改正に対応し、給与所得と年金所得の合計から10万円控除

妻	年金所得	年金収入
	30万円	150万円

年金収入
150万円

	保険料段階	減免前の 保険料額 A	B/C	D	減免額 E	減免後の 保険料額 A-E
夫	第10段階	120,780 円	230 万円 / 360 万円	0.8	61,732 円	59,048 円
妻	第6段階	73,200 円			37,413 円	35,787 円

※減免額の1円未満は切り捨て